

シャンバラジャパンカントリー倶楽部 利用約款

第1条（約款の適用）

シャンバラジャパンカントリー倶楽部（以下「倶楽部」という）の利用者（会員・非会員を問わず）は、安全で快適なプレーをお楽しみいただくため、倶楽部の利用約款を遵守していただくものとします。

本約款は、定型約款として倶楽部の利用者が本約款の個々の規定を認識しているか否かにかかわらず、個々の規定すべてが倶楽部と利用者との間に成立するゴルフ場利用契約の内容となり、すべての利用者に適用されます。倶楽部は、本約款をホームページに掲載し且つクラブハウス内に掲示して周知に努めており、利用者の請求に従って倶楽部の運営に支障を生じさせない範囲において内容を説明します。

第2条（利用契約の成立）

倶楽部において、プレーしようとする方は、本約款を確認の上、来場時フロントにおいて所定の受付票に署名（代書や偽名は不可）をして下さい。尚、スマートチェックインを受付票への署名に変えることができますものとします。署名又はスマートチェックインにより倶楽部と利用者との間に利用契約が成立したものとします。

第3条（自己責任の原則）

倶楽部において、利用者の行動は各位の判断にて行っていただき、その責任はすべて利用者自らに負っていただくことを原則とします。

倶楽部で発生した事故（怪我、倶楽部や携行品の損傷を含む）について、倶楽部の従業員の故意または過失及び施設の瑕疵による場合を除き、すべて利用者又は入場者自らが責任を負うものとします。安易な倶楽部への責任転嫁は認められませんので、常に自らの行動に際して細心の注意を払って下さい。

万一に備えて適切なゴルファー保険への加入を推奨します。

特に下記の場合は倶楽部の過失とはならず倶楽部は一切責任を負いません。

- ① スプリングローヤその他の設備に足を取られ怪我をした場合
- ② コース内の斜面、段差、階段、穴等で転倒して怪我をした場合
- ③ 打球時に自然物、人工物に球が当たることによって起きた怪我やクラブ・携行品の破損
- ④ カート走路上でのカートとの接触事故等
- ⑤ コース内での打球事故

第4条（利用の申込）

プレーの申込は倶楽部に電話又はインターネットおよび電子予約でお申込下さい。

第5条（利用の拒絶）

倶楽部の利用を希望する者が次に掲げる各号の一つにでも該当する場合には、利用（予約を含む）をお断りします。利用者は倶楽部の指示に従わなければならないが、倶楽部の指示に対してクレーム等を述べるできないものとします。

- ① 利用当日の状況に余裕がないとき
- ② 倶楽部の行事と重複するとき
- ③ 事前に予約をしていないとき
- ④ 天災、天候その他やむを得ない事情により、施設の利用ができないとき又は倶楽部が営業を中止と決定し

たとき

- ⑤ 偽名又は他人名義で、予約又は利用契約をしたとき
- ⑥ 利用者が暴力団等反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団、暴力団関係企業・団体等又はその関係者）及びその関係者と認められるとき
- ⑦ 利用者が反社会的勢力を同伴もしくは紹介したとき
- ⑧ 利用者が公序良俗に反する行為（暴力行為又は威嚇行為等）をなすおそれがあると倶楽部が合理的理由に基づき判断したとき
- ⑨ 入れ墨がある等の理由により、倶楽部を利用させることが好ましくないとき
- ⑩ 飲酒による酩酊、覚せい剤使用があると倶楽部が合理的理由に基づき判断したとき
- ⑪ ルール・マナー及び警告を無視してプレーをした場合、スロープレーなど不適切なプレー又はルールに反する行為を改めないとき
- ⑫ 本倶楽部の名誉を毀損し又は秩序を乱すおそれがあると認められるとき
- ⑬ その他社会通念に照らし利用が不相当と認められるとき
- ⑭ 倶楽部会則・細則・利用約款等の諸規則に違反したとき

第6条（利用継続の拒絶）

倶楽部の施設を利用する者が、次に掲げる各号の一つにでも該当する場合には、その利用の継続をお断りします。利用者は倶楽部の指示に従わなければならないが、倶楽部の指示に対してクレーム等を述べるできないものとします。

- ① 台風等の自然環境の変化もしくは天変地異その他の不可抗力により倶楽部の施設を使用できないとき
- ② 暴力団等反社会的勢力に所属していると認められたとき
- ③ 暴力団等反社会的勢力を同伴または紹介により入場させたとき
- ④ 倶楽部の施設の使用につき粗野な振舞い等、他のお客様に不快な思いをさせる行為等や、ゴルフ場の業務遂行に支障をきたす行為等があったとき
- ⑤ 法人でその役員のうち、暴力団など反社会的勢力に属する者がいたとき
- ⑥ その他社会通念に照らし利用の継続が不相当と認められるとき

第7条（利用料金）

倶楽部の利用料金（グリーンフィー・キャディフィー・ゴルフ場利用税・飲食費等）は、倶楽部が定める利用案内によるものとします。利用者がプレー開始後にプレーを中止した場合、理由の如何を問わず、18ホールをプレーしたものとして所定の料金をお支払いいただきます。

第8条（違約金）

予約確定によって、倶楽部と利用者との間で別に定めるキャンセルポリシーが適用されます。なお、予約者は予約後に天災・天候等その他やむを得ない事情により、倶楽部の利用ができなくなることがあることを予め了承するものとします。

第9条（休業日・利用時間）

倶楽部の休業日及び利用時間は、倶楽部が定めるところによる。

第10条（高価品の持込禁止・貴重品の管理）

1. 必要限度を著しく超えた現金その他の高価品（以下「高価品」という）の倶楽部への持込は謹んで下さい。高価品の紛失・盗難に関して倶楽部は一切責任を負いません。
2. 金銭その他の貴重品（以下「貴重品」という）は各自の責任において保管して下さい。盗難等の事故による損害には、倶楽部は故意または重大な過失（以下「故意等」という）がない限り一切責任を負いません。なお貴重品等をセーフティーボックスに預けられる場合は、利用時間中は利用者の占有と同等であり、収容物に関しては利用者の責任において管理するものとします。従ってセーフティーボックス内の収容物については、倶楽部は故意等がない限り補償など一切の責任を負いません。
3. セーフティーボックス、ロッカー、浴室、コース等での盗難や紛失の事件・事故があっても、倶楽部は故意等がない限り補償など一切の責任を負いません。
4. セーフティーボックスを使用されない場合は、倶楽部所定の封筒に入れ、記名封印の上フロントに預けることとします。預かり品は預かり証の持参人に預かり証と引き換えに返却し、その時点で倶楽部は預かり品に対する責任は免責となります。預かり品を受領された者はその場で封印を確認の上開封することとします。預かり証を紛失した場合は直ちに倶楽部に届出て下さい。なお、届出以前に第三者が既に預かり証と引き換えに封筒を返却した場合は、倶楽部は故意等がない限り一切の責任を負いません。

第11条（クラブ及び携行品の管理）

利用者は自らのクラブ及び携行品を常に管理するものとします。クラブ及び携行品の不足、入れ間違い、破損等について、倶楽部は一切の責任を負いません。なお、プレー中に忘れ物があった場合は、後続組による回収及びプレー後の回収になるので倶楽部従業員の指示に従って下さい。

第12条（プレーヤーの危険防止責任とエチケット・マナーの厳守）

1. ゴルフ場は広大な自然の中に立地し、プレー環境は天候等の影響を受けて刻々と変化します。またゴルフは硬球を使用し、またプレーヤーはこれを完全にコントロールできません。従ってゴルフは必然的に一定の危険を伴います。倶楽部の利用にあたっては利用者においてこの危険をすべて引き受け、自らの判断と責任において危険の防止・回避することとします。利用者は常に自らの行動に際して細心の注意を求められます。
2. 利用者はエチケット・マナーを守り自己の責任でプレーして下さい。
3. 利用者は打球の際、キャディ並びにナビゲーションのアドバイス如何に関わらず自己の飛距離を自ら判断して先行組や隣接するホールに打ち込まないように注意して下さい。万が一プレー中に他のプレーヤーに損傷を与えた場合又は他のプレーヤーから損傷を受けた場合、倶楽部に故意等がない限り倶楽部は責任を負わず、利用者自身の責任において解決いただくこととなります。プレーに関して倶楽部従業員から指示があった場合はその指示に従うこと。指示に従わずに他のプレーヤーに損傷を与えた場合または他のプレーヤーから損傷を与えられた場合は、倶楽部はその損害に関して一切の責任を負いません。
4. ゴルフ場内の池は危険です。池内のボールを拾うことは厳禁します。
5. 法面・傾斜地・階段等は滑りやすい箇所があるので自己責任において十分注意して下さい。
6. 排水溝の周辺部やカート舗装道とコースの境界部等は陥没箇所がある可能性があるため自己の責任で注意して下さい。
7. バンカーへの出入りは自己の責任で注意して行って下さい。
8. 練習場等の特に重篤な事故発生の危険性のある場所においては、自己の責任で細心の注意を払って利用して下さい。
9. 先行組や隣接するホールに打ち込みそうになった場合は、利用者および同伴者は直ちに大声で「ファー」の発声を行い危険の発生を伝えて下さい。
10. 利用者は倶楽部が定めるドレスコードを遵守すること。

11. 著しく進行に遅延があった場合には、組の入れ替えやプレーの中止をお願いする場合があります。

第13条（ティーインググラウンドでの素振り）

素振りはティーイングエリア、または特に指定された場所以外ではしないように心掛けて下さい。

第14条（打者の前方に出ないこと）

同伴プレーヤーは打者の前方に絶対出ないで下さい。また他のプレーヤーの打球には細心の注意をして危険回避して下さい。プレーヤー同士の打球によって生じた事故については、プレーヤー間で問題解決して頂く事とし、倶楽部は故意等がない限り責任を負いません。

第15条（隣接ホールへの打ち込み）

隣接ホールへの打ち込みは特に危険ですから、利用者は自己の飛距離、方向性を適切に判断し慎重にプレーすること。隣接ホールに打ち込んだ場合には、そのホールのプレーヤーに直ちに合図し謝罪を行い、そのホールのプレーヤーの了解を得たうえで自己の同伴プレーヤーにも十分注意して打球すること。

第16条（退避及び退避所）

後続組に打球をさせる場合、先行組のプレーヤーは後続組の打者が打ち終わるまで安全な場所に退避すること。後続組の打球により事故が生じて、倶楽部は故意等がない限り責任を負いません。

第17条（ホールアウト後の退去）

ホールアウトした場合は、直ちにグリーンを立ち去り、後続組の打球に注意しながら次のホールに進むこと。

第18条（雷鳴・地震、熊等の獣による退避）

雷鳴があり危険があると倶楽部より警告をしたとき、または指示の有無に関わらず危険を感じた時には直ちにプレーを中止し、避難場所等安全と思われる場所に避難すること。

第19条（乗用カートの利用）

1. 乗用カートを手動運転する場合は、自動車運転免許をお持ちの方のみ運転できるものとし、安全運転を心掛けること。コース内の運転は倶楽部の指示する標識に従って下さい。飲酒した場合の乗用カートの運転は禁止とし、アルコール類を飲用した上での事故及びアルコール類を飲用した運転者の運転を制止せず同乗を続けた際に起きた事故は、専ら運転者と同乗者の過失によって発生したものとみなし倶楽部は一切責任を負いません。
2. ティーイングエリア及びパッティンググリーンの周辺においては停上位置を厳守して下さい。特に表示がない場合でも急勾配等の地形や降雨強風凍結等の自然現象等により転落スリップ等の事故が起こりかねない地点や状況等に応じて運転者自らの判断で減速や乗用カート利用の停止等を判断して下さい。
3. 乗用カートの利用者（運転者と同乗者）は、走行前・走行中及び乗降時の安全にご注意下さい。乗車中は座席から体の一部（手足等）・衣服・道具（ゴルフクラブ等）を外に出さないで、手摺を掴み振り落とされないよう留意して下さい。
4. 乗用カートに故障のあるとき、または異常を認めたときは、直ちに倶楽部従業員にお申出下さい。
5. 利用者の責に帰すべき故障等については弁償いただきます。
6. 万が一事故が発生した場合は直ちに係員に報告して下さい。対人対物にかかわらず乗用カートの利用者の責任において賠償解決していただきます。倶楽部は故意等がない限り一切責任を負わないものとします。

第 20 条（喫煙）

コース内やクラブハウス内等場内での喫煙（電子タバコ及び加熱式タバコを含む）は、所定の場所以外は厳禁とします。煙草の“吸い殻、マッチの燃え殻”はよく消して灰皿に入れて下さい。コース内へのポイ捨ては固くお断りします。

第 21 条（プレーの進行）

プレーの進行については特に注意して、前の組と 1 ホール以上の間隔を開けないようにして下さい。ボール探しは 3 分以内をお願いします。著しくプレー進行に遅延があった場合、組の入れ替えやプレーの中止をお願いする場合があります。

第 22 条（コースマーシャルの巡回及びカートナビ）

快適なプレーを満喫頂く為にコースマーシャルがコースを巡回しています。コースマーシャルやカートナビなどでの注意、指示または勧告に従って下さい。

第 23 条（プレー開始前、終了後のクラブ、キャディバック等の確認）

利用者はプレー開始前に自己のクラブ及び携帯品を確認して下さい。利用者がプレーを終了した場合は、クラブ、キャディバック及び携帯品を点検し、間違いがないか慎重に確認願います。確認後のクラブの不足、損傷、瑕疵等について倶楽部は責任を負いません。

第 24 条（施設内への持ち込み品）

施設内に下記のものを持ち込むことをお断りします。

- ① 銃砲刀剣類
- ② マッチ、ライター以外の火気
- ③ 発火、爆発のおそれのあるもの
- ④ 騒音を発するもの
- ⑤ 著しく悪臭を放つもの
- ⑥ 動物等のペット類
- ⑦ 著しく高額な貴金属、高額現金など
- ⑧ その他、他人に迷惑を及ぼし又は不快感を与えるもの

第 25 条（禁止行為）

施設内での下記の行為はお断りします。

- ① 賭博、その他風紀をみだす行為
- ② 物品販売、宣伝広告の行為（ただし、倶楽部が許可する場合は除く）
- ③ プレーヤー以外（ギャラリーを含む）のコース内立ち入り（ただし、倶楽部が許可する場合は除く）
- ④ 他の利用者又は当倶楽部従業員に迷惑を及ぼし又は不快感を与えるハラスメント行為
- ⑤ アンダーシャツ・スリッパ等で歩行し、他人に不快感を与える行為
- ⑥ 施設の器具・僞品を持ち出す行為
- ⑦ 入れ墨をした方の浴室への入場
- ⑧ 浴槽内での剃刀の使用、タオルの持込等清潔を妨げる行為
- ⑨ レストラン・コンペルームへの飲食物の持ち込

- ⑩ カメラ、ビデオ等による施設の撮影、録音等の行為。(特に許可する場合は除く)
- ⑪ 倶楽部従業員に対する次の行為
 - (イ)私的な連絡先交換を求める行為
 - (ロ)退職又は転職を促す行為
- ⑫ 予約時やプレー当日の著しく不当若しくは過度なサービスを要求する行為又は倶楽部の明確な拒否にかかわらず再三にわたる同一若しくは類似のサービスを要求する行為

第 26 条 (ホールインワンの証明について)

倶楽部は、セルフプレーの場合ホールインワンの証明は致しません。但し、前後の組や作業中の倶楽部従業員等が見ていた場合に関しては証明書を発行する場合があります。ホールインワン確認の為、倶楽部従業員等の呼び出しはプレー進行の妨げになるので断りします。

第 27 条 (駐車場、進入路)

倶楽部敷地内の駐車場及び進入路(外部道路を含む)における、自然災害を含む自動車事故及び車内の物品についての盗難、損傷については、倶楽部は一切責任を負いません。

第 28 条 (宅配便の取り扱い)

宅配便による物品の受領、保管、発送等については、倶楽部は故意等がない限り当該物品の破損紛失及び盗難等に関して一切の責任を負いません。

第 29 条 (忘れ物)

倶楽部内で拾得された忘れ物(遺失物)は発見の日から 3 カ月間を保管期間とします。本人の所持品であることを証明して期間内にお引き取り下さい。返却に要する一切の費用はご本人様の負担となります。期間内にお引き取りのない場合は処分することがありますのであらかじめご承知下さい。なお、下着類・腐りやすい物などはこの限りではありません。遺失物法(平成 18 年法律第 72 号)第 4 条 1 項 但書の禁制品等、同 17 条の高額な物件および第 35 条 2～5 号記載の個人情報関連物件については警察署長へ提出します。

第 30 条 (飲酒運転の禁上)

倶楽部への往復時及び倶楽部内においては、絶対に飲酒運転を行わないで下さい。倶楽部は運転者に対するアルコール類の提供を一切お断りします。

第 31 条 (傷病発症時の対応)

倶楽部は、薬事法第 24 条の規定に従って医薬品の提供をしません。胃腸薬・鎮痛剤・解熱剤・風邪薬・湿布・絆創膏等は利用者各位で準備願います。救急時には最寄の病院や薬局を案内する取扱いとなっておりますので予めご了承ください。

第 32 条 (食物アレルギー)

倶楽部は特段の食物アレルギー対策を行っておりません。食物アレルギーを持つ利用者はプレー日の前日までに倶楽部に申出て下さい。社会通念上対応可能な範囲内において対応方法を相談させていただきます。

第 33 条 (個人情報の保護)

1. 倶楽部は予約時に電話・FAX・電子予約等で入手した個人情報とプレー当日受付票に署名いただいた利用者の個人情報をサービス向上を目的とするマーケティング活動及び営業案内の目的で利用し、その他の目的には利用しません。
2. 上記利用目的を実施するに当たり、関連会社及び秘密保持契約を締結したうえで業務委託先に対して当該情報を開示する場合があります。また裁判所や警察等の公的機関から、法令に基づいた情報提供を求められた場合には、開示する場合があります。

第 34 条 (スコアカードホルダー・ロッカーの鍵)

倶楽部が認める場合を除きスコアカードホルダー及びロッカーの鍵はお預かりしません。また、倶楽部はロッカー設備をお貸ししているにすぎませんので、ロッカー内収容品の事故及び盗難等については一切の責任を負いません。ただし倶楽部に故意等があった場合には当社が付保する当該物品に関し適用される保険の範囲内に限り保証いたします。利用者がスコアカードホルダー又はロッカーの鍵を紛失された場合は、所定の費用を請求します。

第 35 条 (施設に損害を与えた場合)

利用者が故意又は過失により、ゴルフ場の従業員又は資産(動産・不動産)等に損害を与えた場合は、その損害について賠償をしていただきます。当ゴルフ場で付保する保険での対応は致しません。利用者は倶楽部に対して倶楽部の付保する保険での対応を求めることはできません。

第 36 条 (倶楽部の責任)

利用者が本約款に違反して損害を受けた場合及び第三者に損害が発生した場合には、倶楽部は故意等の場合を除き一切責任を負いません。

第 37 条 (信義誠実の原則)

本約款に定めのない事項及び本約款の条項の解釈に疑義が生じた場合には、JGA のゴルフ規則及びゴルフプレーの精神に則って信義誠実の原則に従って解決されるものとします。

第 38 条 (送達方法、回収費用等の負担)

1. 倶楽部は、利用者に対する通知を署名簿記載又は届出の住所宛に行うものとし、万一不送達の場合でも通常到達すべき時点において送達が完了したものとみなします。
2. 本約款における金銭債務の不履行についての遅延損害金は年 14.6%とし、利用者は別途回収に要した費用(内容証明作成費用・弁護士費用を含むがこれに限らない。)を、ご負担いただきます。

第 39 条 (その他)

次の事項を遵守願います。

1. スタートの 30 分前までにご来場下さい。
2. 大型ゴルフバッグをご使用の場合、カート積載の都合上小型バッグに入れ替えさせていただくことがあります。
3. プレーはハーフラウンド 2 時間 10 分以内で願います。
4. 未成年者のプレーは、原則として未成年者 1 名につき 1 名以上の保護者の同伴プレーが必要となります。尚、未成年者の全ての行動・行為は、保護者の責任とし本利用約款が保護者に適用されます。
5. 高齢者は、常に自己の健康状態に留意し、自分のペースでプレーし適宜後続プレーヤーをパスさせるなど工

夫して下さい。

6. 施設の維持に配慮し、ディポット・ターフ・グリーン面のボールマーク、バンカーの改善等に努めること。
7. 受動喫煙防止条例等の施行により禁煙分煙の指示に従うこと。
8. 健康不良の場合には、自己責任をもってプレーを中止すること。
9. 外国人の利用があり得ることを受忍すること。
10. 外国人利用者においては日本又は倶楽部の慣習・風習・礼儀等を遵守すると。
11. 利用者は、倶楽部が別に定めるドレスコードを遵守すること。
 - ① プレーの際には必ず襟付きのスポーツシャツ、ゴルフ用モックネックシャツ及び帽子又はバイザーをご着用下さい。
 - ② ジーパン、短パン、ジャージー、Tシャツ等でのご来場はお断りします。
 - ③ サンドル、下駄、スニーカー等でのご来場はお断りします。
 - ④ プレー前には用具の安全性をご確認願います。用具は通用の基準に適合したものをご使用下さい。
 - ⑤ プレーの有無にかかわらず、コース内への立ち入りに際してメタルスパイクシューズは使用禁止とし、ソフトスパイクシューズ及びスパイクレスシューズをご使用下さい。

第40条（本約款の改定）

倶楽部は、自然環境・経済環境・経営環境・法令・ゴルフ慣行の変化、管理の必要性、経営上の必要性その他の事由に基づき、その任意の判断によって、適宜本約款を相当な範囲で変更できるものとし、変更の効力発生日の1週間前までに倶楽部のホームページに掲載する方法で、変更を周知するものとします

第41条（実施）

本約款は令和6年4月1日から施行します。